

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

D

設問1.

第1.(1)について.

XはZに対し、乙から退去を要する事由を内容とする合併付請求を立てることにする。

すなわち、Xは甲土地の戸所有権者であるところ、Zは乙建築物を占有することにより甲土地を占有していることになるため、Xは、甲の戸所有権に基づき返還請求権として、~~建築物退去~~請求権を訴訟物とし、Zに対してからの退去を求めるものである。建築物退去土地明渡請求権

第2.(2)について.

1. XのYに対する建築物収去土地明渡請求とXのZに対する建築物からの退去請求を併合して審理することは、許されたか。民事訴訟法(以下、法第48)38条の要件を充足するか/同意となる。

2. 38条は、訴訟の目的である権利又は義務が、同一人について共通であるときか、「同一の事実上及び法律上の原因に基づくときか」「同一の事実上及び法律上同様の原因に基づくときか」を要件としている。

3. *Y、Zに対する両請求の訴訟物は異なるが、Y、Zは、それぞれ建築物甲を占有することにより生じているものであるから、「同一の事実上及び法律上の原因に基づく」といえる(38条本文)。

よって、38条の要件を充足し、併合審理することは許された。

1 ページ

裏面へ

設問2.

第1. Xは、Zに対する請求について本件訴訟を併せて審理してもらうために、民事訴訟法上のどのような方法を採用するか。以下、検討する。

第2. 検討.

② 1. Xは、先にYと相手本件訴訟を提起し、その後新たに提起するZに対する訴訟を本件訴訟の系続で併せて審理してもらいたいと考えているものであるため、民事訴訟法上、明文で規定のある主観的追加的併合にはこのようなものがあるか/同意となる。

2. この点、共同訴訟に於ては当事者参加外、追加訴訟は、追加する者が請求を選択することか/できるものであり、Xは、この規定を用いることはできない。

② 3. そのため、Xが採用する方法は、裁判所に併合の併合(152条)とすることと事実上イテ方法のみである。

4. なお、明文の主観的追加的併合については、民事訴訟法

設問3.

第1. Yの主張は、裁判上の自白とは、口頭弁論においてなされた自己に不利益な事実を認め、了旨の陳述のことである。そして、「不利益」とは、相手方に立証責任のある事実を認めることをいう。

本件は、所有権に基づき返還請求権としての建築物収去土地明渡請求であるため、Xは、請求(原因として、①甲土地を所有していること、

②Yが占有することと立証する必要があるところ、

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

削除17といひ思ひます。

明文の規定のない主観的追加的併合の議論を17下い。

裁判上の自白を論じるに17下、モウツコフ1107に論じまわ。

2 ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名

評価(ABCD)

--

A×間の売買契約締結は、①に該当する主要事実である。よって、この事実を認めざるのYの陳述はYにとって裁判上の自白といえる。

また、XのYに対する請求は、所有権に基づく返還請求権としての建物返還を求めた明け渡し請求であるところ、Yの上言を陳述はXにとっても「不利な事実」についてのものである。では、この「不利な事実」上の自白はXとの関係でいかなる意義を有するか。以下、(1)(2)(3)の順で検討する。

第2. 本論

1. (1)について

(1) 通常共同訴訟は、本来別々に審理すべきものとしての争点を審理するものである。よって共同訴訟人のうちが自己に影響し、不利益を生ずることのないよう、共同訴訟人の独立の原則(39条)が定められている。

(2) Yが自白した後、Xが当事者として参加しているものであるところ、XのYに対する訴訟は通常共同訴訟であるため、共同訴訟人の独立の原則(39条)により、Yの自白はXに影響しない。

よってYの陳述はXとの関係ではいかなる意義を有しない。

2. (2)について

(1) 共同訴訟人の独立の原則からY×間に訴訟を提起するのとは上言した。

(2) Xの参加後、Yが自白をしておき、Xはこれについて争っていないこととは引けられないため、Xも

3 ページ
裏面へ

自白しているとも考えられる。

しかし、このこの消極的態度からしても自白として取り扱うのは、妥当ではなく、Xが積極的にAX間の売買を認めようとはじめて自白から認めようとするわけではある。

(3) よって、Yの自白はXとの関係で意義を有しない。

3. (3)について
引き出しに、Xは、訴訟費用の大半をYが負担するもの

答案作成 おつかひさまでした。

問題の所在に長がけていない印象です。おそらく複数失点の当事者が関与する場合の争点を読みこめていないです。しつこく争点を読んで、理解してください。
頑張ってください。

計本

(1)は、
争点承継前のYの自白の意義を問っている。

4 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民研			

C

ପୃଷ୍ଠା ୧

१-१०१(८)

1. 人は又、対し、所有権に於て返還請求権を以て行使
得る。因波請求権を行使す。

五、建吻

5 小A. (2)

1. X_n は正則可換 X_n は正則可換 (正則可換) である。

1. $\frac{1}{x^2} = x^{-2}$

西講の「共同訴訟」(民事訴訟法[以下略す]38条)1事件
に満ちた1事件の問題となる。

同一の法線上の図
をいう。

10 X_1 に好む確率も、 X_2 に好む確率も、 $\frac{1}{2}$ に等しい。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(※ 建物収去というのは、明渡しの方法となり、訴訟物ではないため、)
したがって、共同訴訟の事件ではない。

15 2.5 1.2. 英國銀行と1.2. 併合案に関する二つの報告書

設問 2

1. X は $\mathbb{R}^n$ 上のベクトル空間を標定する。

2. Kは、Zに対して、消滅推にのみ、逆消滅推とての1対1対応
 消滅推の逆として、別訴提出記を有する。

20 412. ~~100~~ 100, 100, 100, 100 (100, 100) 100

命題の軌道を σ を当座に持っている。今 $\sigma \in X$ ならば、
命題の集合の上でやる。

3、次に、 α は、 $\mathcal{H}$ の $\mathcal{H}$ 上の射影的距離の可逆元である。

① 研究の主観的追加の場合に注意せよ。

よく見ています。

判例もよく理解がまて
いる

25 (2) 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

要招くものがあふれ、必らずに差入。前記資料を兼用したか
定かでない。前記経海に、資料は限定的。主たる時期

し ページ

に於ては、下と、上の語句の用は、たゞ、複に於てのみ

(7) $(\Omega, \mathcal{F}, P)$ 上の主観的過剰確率台 $(\tilde{P}, \tilde{\mathcal{F}})$ がある。

30/03/20

5 11/10/02

1. $\forall x$ 陳述は $\neg$ である意味を有する。

(1) 〔陳述と裁判〕自由 (1998) に於ては

裁衡上、自由と平等、期間に拘わらず、権限平等の主張が一致する。
自由と平等を論ずる論者、が東洋をいふ。

0. この二つの事象を、1. の事象をいう。

間接税と~~直接~~税を区別すると、裁判所は二つの決定
 ① 証拠と同時の機能を有するため、裁判所は不自然な決定
 認定を強いる必要に依り、自由心証主義(247条)に反する
 ため。

5) したがって、主要事象、おそれら権利の発生、消滅、変更、障害
を直接、^{主要事象}事象をいう。

[illegible]

う、 自己に不利な場合は、日月曜日の関係から、相手が忙しそうな日曜

① 問題文の配分、問題文の並置問題の分類に注意。

その中についてみると、売買取手の継続は、 $\bullet$ ほぼ等質的である。
 中にはあるに、自己に不利なものをいふ。

[illegible]

この五種に於けるニから、

(2) 又、有価証券法に「当事者として知りある方法」として参入されるもの。
 銀行等証券法(特例)から参入される

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

次の上の自由な
 12. 7-1071-
 1071-1071.

2 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
月謝			

D

(1) 本件において、Xは、自己の所有権を主張する者である他方、Yは、現
 1. 乙建物に居住し、甲地を占有する者であり、よって、附合物として
 2. 所有権に基づく妨害排除請求権を主張することができる。

「しかたなく、本件において乙は賃借人」地位にすぎず、乙建物の収去と
行使権限を有している者である。この点については、建物の収去と土地明渡
請求が一致するか、あるいは、建物退去請求が一致し「留置権が問題となる」。

清林像此。何人不知已主理已改像而此考之。以。已。清林像

19 ①自己现在所不拥有者已无之。②现在尚有(时)好客(否)已无之。
2点(为)收去期限、不存在。③组织(抗)每季(或)半年。

→建物収去の都合で
執行方法には当てない
です。

以公証、X光、EKG等。所有確切之診斷材料降情求醫之必要建物取
去純明澄澈而無一切污物之請求之立証也。

(2) 事件において、XのYに対する請求と、XのZに対する請求を以て同一訴訟として求めた場合において、Xは、共同訴訟（共同訴訟）を提起したと認められ、共同訴訟において、両被告に対する訴訟物の併合請求は、附随の場合に共同審判の対象とならずに、併合審理の対象とならない（民法41条）とされている。事件の組合は、両被告共に所有権移転物価の請求であるから、訴訟物の併合が認められ、これは正しい。

共同韻歌の要件を
満たしているのに対し
て下二行。

しかしながら、民権法152条(現行)裁判所に争論の争合はつて裁量と云ふべし。
同第2項は、当事者は更に別事柄につきても争論の争合が可能であるとして前掲の
判。争論の争合はつては、争合の争合(民権14条)の裁量と云ふべし。
24から、合一争論と云ふ争合は争論に争合して争合は、当事者は争論と云ふべし
が容易に争合可能である争合である。争論の争合は争合の争合の争合の
争合の争合の争合である。

以上事件(1)~(2)より、事件において 争点の場合により 当事者の不利益が生ずるとして、事件が重要な原因行為(前条第4項)であると認定した。(不記)

本件月信在併合審理の1812裁判所(裁判-範圍(留置、1944)。
[設問2]。

5 本件において、又は、XY間の訴訟において、Yが敗訴した場合、自己の借債権・差押権を依り、乙建物に占有を継続して行く旨の審判が出た場合、訴訟の結果により、乙建物に実効力がある旨の審判が出た場合、独立当事者参加（民訴法47条1項）により、乙建物に実効力がある旨の審判が出た。

被害防止目的の集合には、
被害意思の必要とされ
ている。

1. 市議会に参事が1人もいないので議決権が0。市議会各派(民進、公明、自民)と市議員の2人
 で、参事が1人しかいないので、市議会参事というものが2人だけ。参事参事役員の参事
 (市議会議員)と、同様に市議会参事参事役員の参事。

① $\times$ が第17回。
 既知は、2に17。
 足らないので、~~第17回~~
 主は17回。
 第17回の第17回。2の
 間では、~~第17回~~ 足らな
 いはずだ。

10) 独立当審官名、本型上に理合にて各司事審問の件は其併合管理の下
置て同一審理の一石を必要請から分離の弊を免れしむべし。又、
判決告知より併合管理の上で状況として出されべき。

乙が独立当事者符印にて
くれないとまに、Xは
どりや山はおいぬけ問題
となつていす。

(1) 本事件の中心人物。又は独立労働者参加（附則第47条項）を行、不

15 のと表に示した。各資料者間へ関係は次のとおり、それぞれ別個へ資料の成立（これと表に示した）とが、XとYに2つの資料と、XZ間の1つは、
 当事者工界に於ける事件と表に示した。

論点がずれてゐる。

独立或参与进行,在事件中心位置,每份的被告方律师为2人,民权
法官至少2人,当事者至少1名事件律师,口头每份被告方律师
20 律师,之前1名律师至少1人,律师一般不在当事者1名
时被告方至少1名律师,规定。

6? γ の降型化. 尋問
が与えら. 数制上の自
由ではないです.

本件は交付した陳述は、X5問に於ける内容に於いて証人尋問に於ける
内容と一致している。また陳述は、X5問に於ける内容に於いて証人尋問に
於ける内容と一致している。また陳述は、X5問に於ける内容に於いて証人尋問に

(2) 独立当事者参加の合併に於ては、合一不確定利益の発生に於ては、考へ外に、3. 月法表47条4項により適用の月法表40条1項の合一不確定利益の認識が合理的な合併に於ては、合併に於ける一人の合併行為は、全量利益に於いてのみその発生に規定し、同年22項は、1項の適用に於いて、合併に於ける一人の合併行為は、全量に於いてその発生に規定する。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民法			

評価(ABCD)

事件は、Yの陳述は、自己に不利な陳述であり、自由に述べた。したがって、民法47条第1項は適用し、民法40条第1項は、Zに對しても自由な陳述である。

(3) 事件においては、民法の債権中心の建物・賃借権を得た建物の占有を開始してゐるから、Yは、その建物の返去義務を承擔したものと見做す（民法50条）を、認めざることを要する。

本件は、Zが承継した義務は、建物の返去と明瞭義務に止まり、建物の返去義務は未だYに存続してゐるから、事件においてはYは、未だ返去義務を負擔してゐる。

(4) したがって、XはYの民法48条（民法48条）を承継者から限り、Yは當事者地位に留まりと認めらる。

民法引換の条に際しても、民法51条規定により、民法47条第4項の準用は、民法40条第1項の規定に準用される。したがって、Zは引換後、Yの陳述について、共同民法上の民法行為と見做す。

—イハ有いては、
建物収去義務あり。

1. 正しく理解する。

— 5512. 義務承辦人
M. 謝敬修 117 =
瑞台、填徑等。

_____ L/E

結果作成が終わるまで $T=0$

設問3 (1)(2) だ、Zは独立当事者参加できるのは従々少である

訴訟物と17.何を想定しているのかを分けてやる。義務承継人417論いてほしいです。

教科書と複素数高専の部分を復習しておい下さい。

擴張，下工。

过本